

共同親権導入が成立

「子の利益」のため協力責務に

民法改正

離婚後も父母双方が親権を持つ「共同親権」を可能とする民法などの改正案が17日、参院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立した。公布から2年以内に施行される。

▼31面 DV見逃す懸念
共同親権導入は、婚姻制度を定めた1898年の明治民法の施行以降初

めて。婚姻中は親権者を父母双方とし、離婚後はどちらか一方とする現行の「単独親権」制度は1947年の民法改正で定められた。見直しは77年ぶり。付則では、施行5年をめぐり制度や支援策を再検討するとされた。改正法には、婚姻関係の有無に関わらず「子の利益」のために父母が協力する責務が明記された。家庭内暴力(DV)の被害が継続しかねないとの声は根強く、父母間の調整の難しさ、家庭裁判所の負担増など様々な懸念がなお残る。

現在は離婚後の親権者の9割近くを母親が占める。改正で、協議離婚をする父母は、共同親権か単独親権かを話し合いで決めることになる。法施行前に離婚が成立していても、家裁に認められれば、共同親権に変更できる。協議がまとまらない場合や裁判離婚では家裁がいずれかを判断。「子の利益を害する」場合は単独親権とする。

共同親権のもとでは、進学先の選択や転居は父母の話し合いで決める。食事や習い事などの「日常の行為」、緊急手術など「急迫の事情」があるときは一方だけで方針を決められる。基準のあいまいさに対しては、ガイ

する父母は、共同親権か単独親権かを話し合いで決めることになる。法施行前に離婚が成立していても、家裁に認められれば、共同親権に変更できる。協議がまとまらない場合や裁判離婚では家裁がいずれかを判断。「子の利益を害する」場合は単独親権とする。

「特権」を与え、不払いのときに差し押さえやすくする仕組みや、取り決めにしても最低限の額を請求できる「法定養育費」制度を設けることも盛り込まれた。

（久保田一暎）

限の額を請求できる「法定養育費」制度を設けることも盛り込まれた。

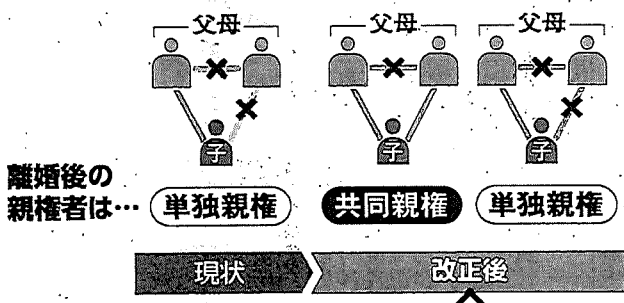
共同親権 大事なのは子の利益 DV見逃す懸念 専門職配置を

家族と関わる支援者は

家族や子育てのあり方が多様化するなか、離婚後の父母双方による「共同親権」を導入する改正民法が17日、成立した。離婚しても、子どものためには協力を。そうした理念を掲げるが、多くの家族と関わってきた支援者が挙げる課題は少なくない。

「夫婦としては別れても、子どもには責任を持つ」という価値観が浸透する可能性はある。離婚家庭の面会交流を支援する団体「おやこリンクサービス」の新川てるえ代表(59)は、法成立をそう受け止めた。国会審議では「協力し合えるなら離婚までしない」など、父母が協力関係

改正法のポイント



- 親権者の定め方は…
- 協議離婚の場合、父母間の協議で定める
 - 裁判離婚の場合、裁判所が定める
- 裁判所が必ず「単独親権」としなければならないケースは…
- 一方の親に虐待や家庭内暴力のおそれがある
 - 父母が協力しあうことが難しい

「親権があること、面会できるかは別の問題」と前置きしたうえで、新川さんは法施行を機に、離婚後の子育てへの意識が変わり、面会交流を望む親が増える可能性に期待を寄せる。懸念の一つは、意思疎通が難しい親子をサポートする態勢が十分ではない点だ。法務省がホームページで紹介している面会交流支援の団体は全国に60弱。新川さんの団体にも遠隔地からの相談が寄せられることがある。「団体はどれも手いっぱい

国会で指摘された改正民法をめぐる課題

- 家庭裁判所の体制強化
裁判官や家裁調査官の増員、DV被害に関する専門性の向上が必要
- 仕組みの周知
共同親権でも一方の親だけで決められる「日常の行為」「急迫の事情」の意味を明確に
- 父母の協力構築
離婚後の親へのガイダンスや、子育てに関する計画作りの推進を
- 子どもの意見の尊重
専門家が子どもの意見を聞き取る体制の整備を

「加害者変える講座 対策に組み込んで」

改正法をめぐっては、夫婦間の暴力(DV)が継続することへの懸念が大きな論点となった。日本では、DVがある場合、被害者が子連れで離婚し、単独親権を得ることが事実上の避難ともとらえられてきた。改正法は、DVや、そのおそれがあれば家庭裁判所が単独親権にすると定めるが、精神的暴力など見えにくいDVを家裁が見逃す懸念する声は根強い。内閣府の男女共同参画会議「女性に対する暴力

「民間だけに任せず、政府が支援できる体制を整える必要がある」また、離婚時の父母に

「逃げる」ことに力点を置く。そうした現状に対し、改正法の付帯決議では、加害者プログラムの実施の推進が盛り込まれた。中村さんは、自治体と

「親は、子どもの将来のモデルになる。プログラムを受講して変わっていく姿は、子どもにもいい影響を及ぼす」。ただ、「家裁で、受講を免罪符に使う加害者には注意する必要がある」とも釘を刺す。

改正法施行は公布から2年以内。中村さんは「当事者任せにせず、リスクアセスメントと加害者プログラムを組み込んだ体系的なDV対策の整備が必要だ」と注文する。(杉原里美)

対する啓発やカウンセリングの必要性も感じている。同居親が子どもに対して、同居親を「パパ」と呼ぶことを禁じるなど、父母の関係の悪さを子どもも親の関係にも持ち込むケースも見てきた。「大事なものは、親の関係を優先する考え方。その意識を持ってもらう機会が必要だ」と新川さんは言う。(寺島英花)

Vの形態は多様なため、評価にあたっては精神科の診断だけでなく、家族関係の親密さなどを分析する心理学的なアプローチも含めた客観的な指標づくりが必要」と話す。具体的には、虐待の一時保護などで用いられている「リスクアセスメント」の手法を導入し、調査に加え、ソーシャルワーカーのできる専門職を家裁に配置することが必要という。

日本のDV対策は、被害者の一時保護や、引越先住所の秘匿など、政が支援する措置など、「逃げる」ことに力点を置く。そうした現状に対し、改正法の付帯決議では、加害者プログラムの実施の推進が盛り込まれた。中村さんは、自治体と連携し、関西で加害者プログラムを運営している。DVや虐待の加害者同士が体験を語り合い、暴力で支配するという誤った考え方を変えていく。受講によって、元配偶者と子育ての協力関係を築ける人も2〜3割はいるという。「親は、子どもの将来のモデルになる。プログラムを受講して変わっていく姿は、子どもにもいい影響を及ぼす」。ただ、「家裁で、受講を免罪符に使う加害者には注意する必要がある」とも釘を刺す。

改正法施行は公布から2年以内。中村さんは「当事者任せにせず、リスクアセスメントと加害者プログラムを組み込んだ体系的なDV対策の整備が必要だ」と注文する。(杉原里美)